

原子力安全文化有識者会議運営要領

制定 平成22年6月29日

一部改訂 平成26年9月17日

1. 目的

原子力強化プロジェクト長の諮問機関として、原子力安全文化の醸成に向けた当社の取り組みに対し、第三者視点からの提言をいただくことを目的として、原子力安全文化有識者会議（以下「有識者会議」という。）をおく。

2. 業務

有識者会議は、次の業務を行う。

- (1) 原子力安全文化醸成に向けた施策の検討事項に対する提言
- (2) 島根原子力発電所の点検不備に係る再発防止対策の実施状況の確認・助言
- (3) その他原子力安全文化醸成に関する事項に対する助言・提言

3. 構成

- (1) メンバーは社外有識者、取締役、原子力強化プロジェクト長とする。
- (2) 幹事をおき、原子力強化プロジェクト長をもってこれにあてる。
- (3) 座長をおき、社外有識者メンバーのなかから互選により選任する。

4. 招集

幹事は議題に応じてメンバーを選定し、招集する。

5. 開催

有識者会議は原則として年2回開催するものとし、必要があるときは臨時にこれを開催することができる。

6. 開催地

開催地は原則として島根県松江市とする。

7. 運営

有識者会議の議事の運営は座長が行う。

8. 事務局

有識者会議の事務は原子力強化プロジェクトが行う。

9. その他細部事項

(1) 議事録の作成

議事録は事務局が作成する。

議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

(2) 有識者会議の運営に関する事項のうち、この要領に定めがないものは、各メンバーの了承を得た上で幹事が定める。

前目 1

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

前目 2

議事録の作成は事務局が作成する。

議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

前目 3

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

前目 4

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

前目 5

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

前目 6

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

前目 7

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。

前目 8

議事録の作成は事務局が作成する。議事録は非公開とするが、議論の概要を社内外に公開する。